

「旧正庁」を除く上述の4室および2階の「旧警察部長室」「旧学務部長室」の計6ヶ所にはマントルピースが設置されていた。これらは屋外へと繋がる煙突を持たないため、暖炉としての機能ではなく装飾のために設置されたものと考えられる。このことは「岐阜県庁舎新築工事概要」における「要所ニ若干ノ電熱器ヲ配置セリ」との記述からも理解できる。これらはすべて現存しておりそれぞれに使用されている石材や意匠が異なっている（図3-9～3-14）。ただし、『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』掲載の写真と異なる場合もあり、途中で修理されていることが分かる。旧正庁にはマントルピースはないが、北側中央に緞帳を吊り正面性を強調している。おそらく戦前まではこの部分の壁に御真影を掲げていたと考えられる（図3-15）。

次に、各室ごとの細部装飾を考察する。

「旧正庁」（図3-16）は、壁面の下方3分の2程度は扉・柱などを木材で構成し、壁部分は裂地を張る。上方は天井と同じく漆喰で塗り籠めて柱形や

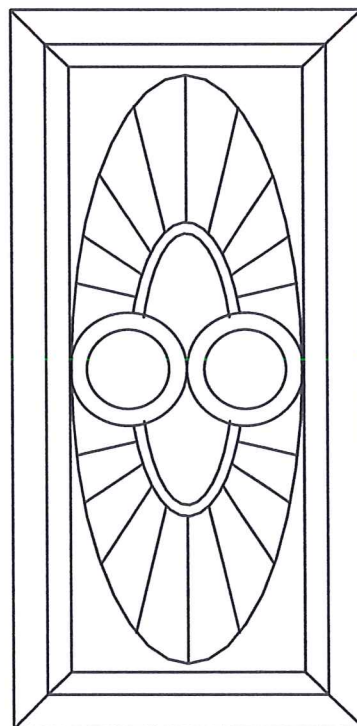


図3-17 縦楕円形模様



図3-15 旧正庁北面



図3-18 旧正庁ステンドグラス



図3-16 旧正庁

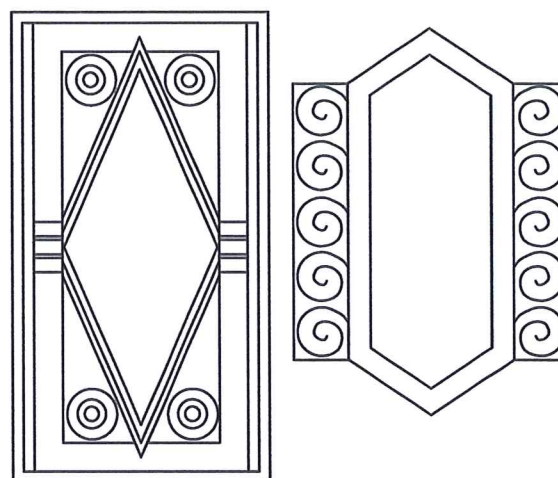


図3-19 ひし形模様1

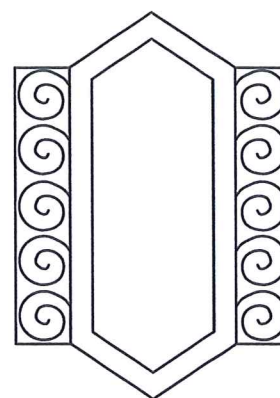


図3-20 長六角形+渦巻き模様

モールディング部分は精微な模様を描いている。また、四面すべての壁面に縦楕円形の漆喰模様（図 3-17）が用いられ、扉上方の木部彫刻にも同じ縦楕円形の模様が用いられている。さらに南側の欄間には、ステンドグラスが 6 ケ所嵌め込まれている。デザインはすべて同一で、長六角形・渦巻き・四角

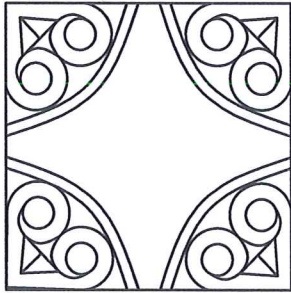


図 3-21 ひし形模様 2

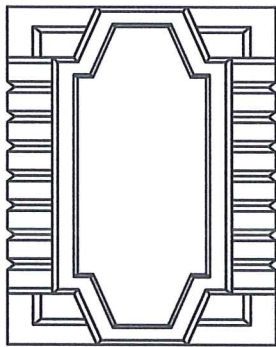


図 3-22 長八角形模様 1

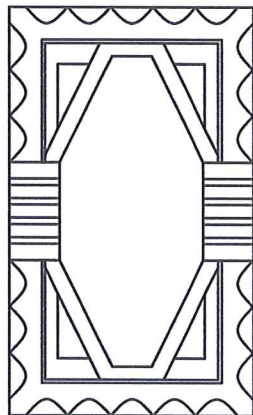


図 3-23 長八角形模様 2

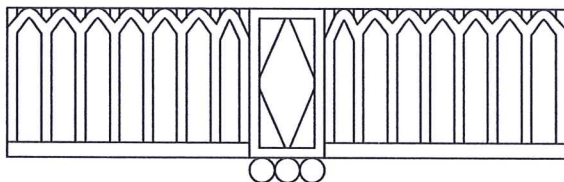


図 3-24 ひし形模様 3

形といった要素から構成されている（図 3-18）。

「旧知事室」は、東・南壁面上方にひし形模様の装飾（図 3-19）、北面 2 ケ所、西面 1 ケ所の扉には長六角形と渦巻きを組み合わせた装飾が用いられている（図 3-20）。

「旧内務部長室」は、西・南壁面に旧知事室の壁面と同じ図 3-19 の装飾、北面 2 ケ所、東面 1 ケ所の扉も同様に図 3-20 の装飾が用いられている。

「旧食堂」は、北壁面上方の木部に図 3-21 の装飾、すべての壁面に長八角形模様の装飾（図 3-22）が取り付けられている。

「旧会議室」は、南壁面上方には旧食堂と同じ図 3-21 の装飾、北面 2 ケ所の扉には図 3-22 を変形した図 3-23 の装飾が用いられている。さらに、柱上部とマントルピース上部には、若葉とひし形を組

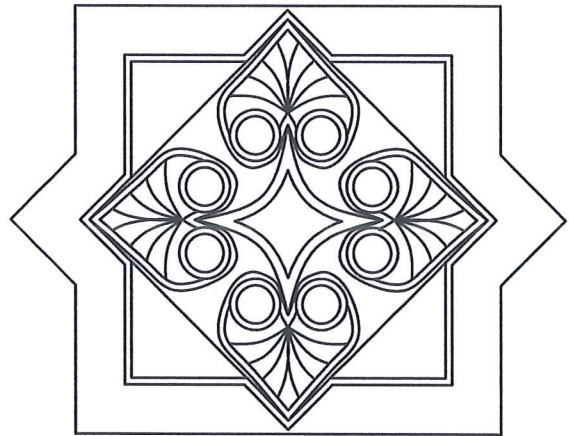


図 3-25 旧会議室天井細部

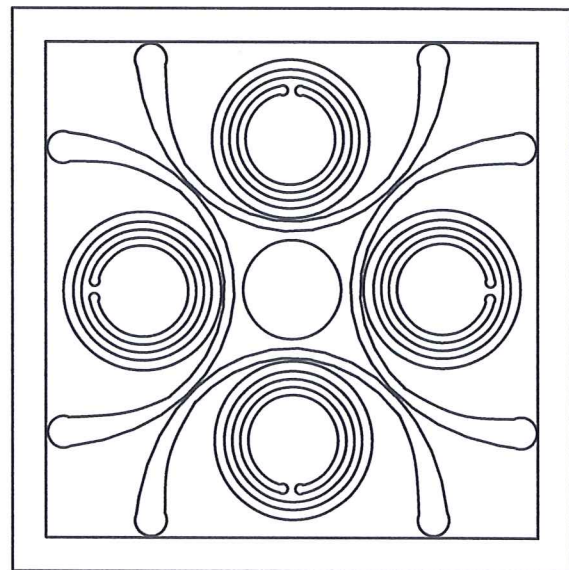


図 3-26 旧内務部長室天井細部

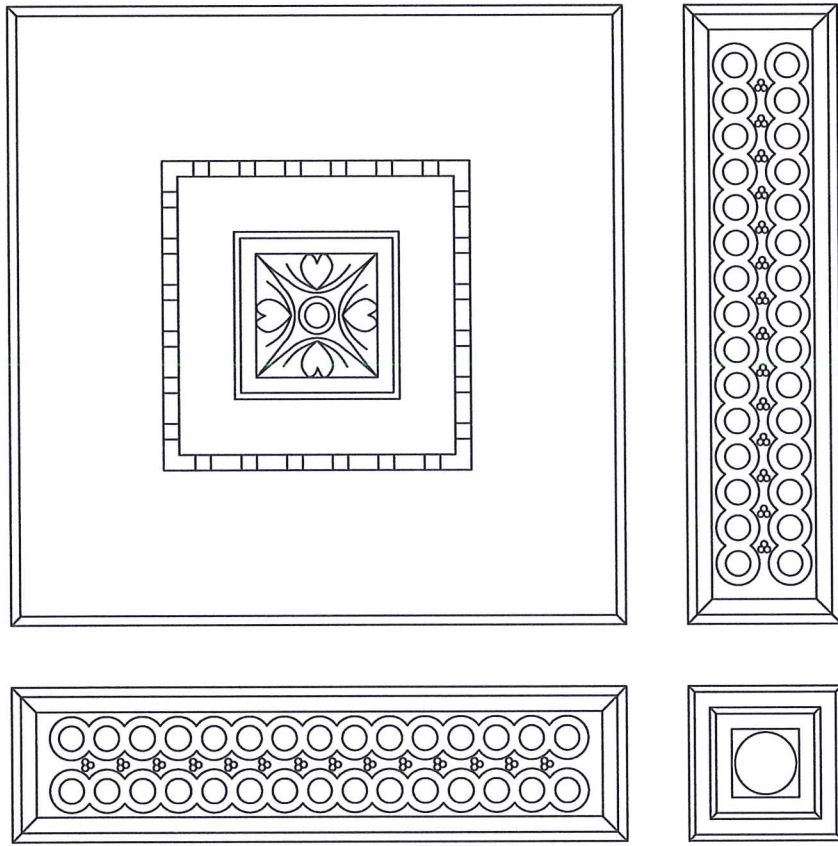


图 3-27 旧知事室天井（部分）

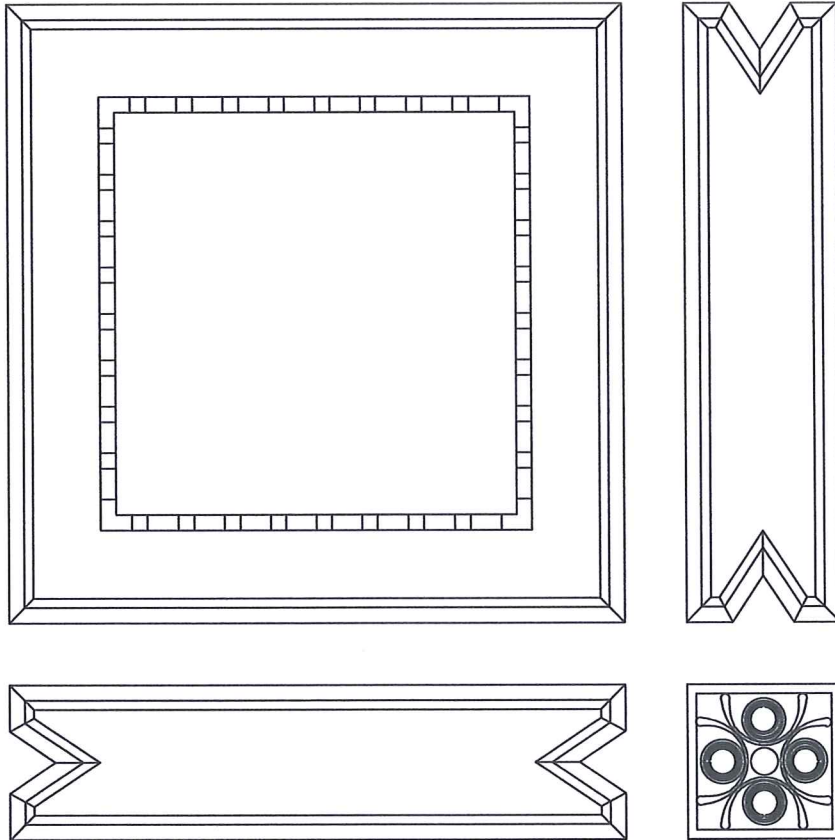


图 3-28 旧内務部長室天井（部分）

み合わせた図 3-24 の装飾がある。

天井の漆喰模様については、各室共に上述した「旧正庁」と同様に各室で複雑に異なった凝ったものになっている（図 3-25～3-29）。

各室の展開図、天井伏図については、図版に示す。旧岐阜県庁舎において、長六角形は建物全体、例えば正面外観の壁面上方、玄関ホール階段の親柱など各所に見られる模様である。形自体に意図があるのかは不明であるが、本調査においてそれらが室内装飾にも数多く取り入れられていることが確認できた。旧正庁のステンドグラスについては、別項にて「長六角形・渦巻き・四角形といった要素から構成されるモダンな若木のイメージ」と指摘したが、他の室内装飾においても、若葉を想起させる意匠が見受けられた。装飾計画のイメージとしては、若葉・若木のたくましく成長する姿と、岐阜県発展への願いを重ね合わせているのかもしれない。

3-3 旧県庁舎東西棟並びに県会議事堂棟の復元的考察

昭和 26 年に（県庁舎移転よりも 15 年早く）県会議事堂は隣地に移転し、その後は山の字部分の本館に連結する形で裏側にコの字形部分が増築され、県庁舎棟側の立面は両翼の北側ファサードを失っている（図 3-30）。中央の旧県会議事堂については、中庭に面したほとんど人目に触れない場所となったことや議会の移転により、劣化が激しい（図 3-31）。議事堂棟の平面は、議会機能が移転された際、無用となった旧議場に床スラブを設け 3 階事



図 3-29 西面、増築部（左側）との連結箇所

務室として増床し改造され（図 3-32,33）、同時に傍聴席および旧県会議事堂棟入口脇の東西にあった階段も撤去されたと推測される等、旧県会議事堂棟内部は大きく改変されている。しかしその一部には竣工当時の遺構も残されている。

そこで、旧状を把握するために調査を行った。まず、旧県庁舎の東西両翼北端の増築部との連結箇所室内側において、開口部を塞いだ痕跡および収納棚への転用が確認できた（図 3-34）。詳細に分析する



図 3-30 旧県会議事堂棟正面の現状



図 3-31 旧議場（柱を追加し 3 階の床スラブが増築されている）



図 3-32 旧議場傍聴席（現在の 3 階大会議室）

ことにより、元々の開口部の縦横寸法や壁厚さ等が分かった。さらに、北西隅1階の階段下の2カ所におそらく竣工時と見られる建具が残されていることが確認できた(図3-35)。また旧県会議事堂棟入口



図3-33 収納として利用されている開口部



図3-34 開口部の痕跡(北西隅階段の北西2~3階)

の両脇の壁には、かつて階段が設置されていた痕跡が見られ(図3-36)、また別の箇所(県会議事堂棟の中心、県庁舎側からの議場入口手前西側)にも同様に撤去された階段の痕跡を発見した。また、現状の3階からは一部しか旧状が判別できない旧傍聴席については、旧議場であった2階部分の後補の天井パネルを剥がしたところ、傍聴席部分の躯体を下から見上げる形で確認できた(図3-36,37)。

議場へは靴履きのまま入場している(県庁舎の執務室も同様)ことが古写真(図3-38、「長谷川家文書」所蔵 岐阜県歴史資料館)で確認できるため、県議員は玄関から通路を抜け、その先の階段から



図3-35 議場入口手前西側に残る階段の痕跡



図3-36 旧議場傍聴席躯体の底面とそれを支える柱



図3-39 北側復原立面図



図 3-37 旧議場傍聴席躯体の底面(南西入口の湾曲部)

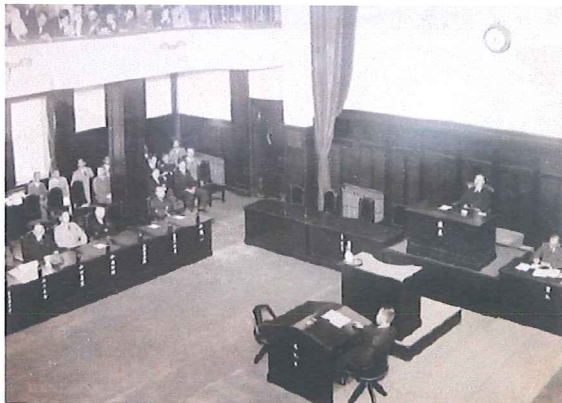
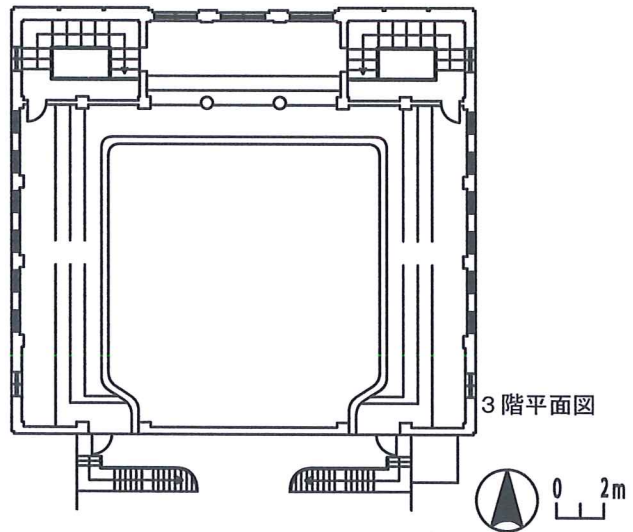


図 3-38 旧議場での県会の様子(「長谷川家文書」所蔵 岐阜県歴史資料館)

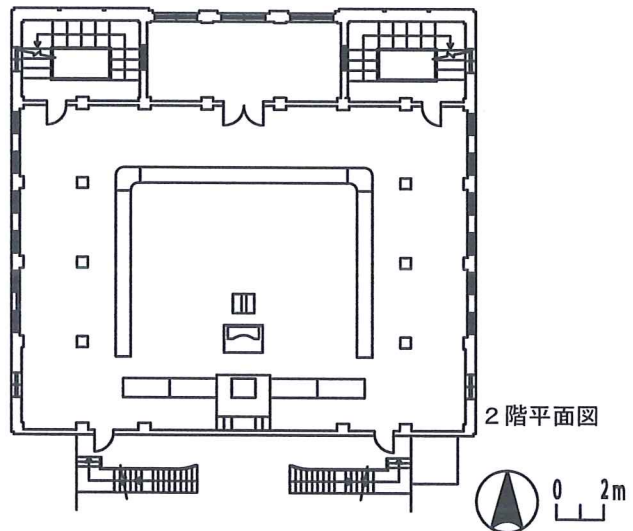
2階へ上がり議場へ向かったと推察される。つまり玄関・通路は下足で利用するエリアである。資料によると議会棟1階には、下足物置・売店・公衆食堂・便所があった。傍聴者は下足室で靴を脱ぎ、西側の階段を専用として3階へ直接上がったと考えられる。利用する階段は異なるが、議員と一般の傍聴者の動線は完全には分かれておらず、玄関とその先の通路部分では重なるところもあったと思われる。

旧県会議事堂玄関の床仕上げには旧県庁舎正面階段ホールと同様にモザイクタイルが張られ、腰壁、柱下部には大理石が使用されていることが確認できた。また旧議場天井部分が、円形の飾りのついた漆喰仕上げの姿を保っていることも確認できた。

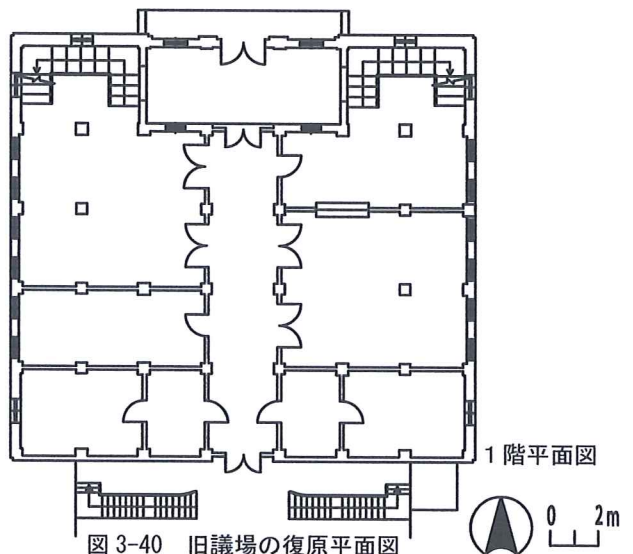
以上、本調査で考察した内容を反映して推察できる範囲内で作成した旧岐阜県庁舎、旧岐阜県会議事堂の北側の復原立面図および復原平面図を図版に示す(図 3-39,40)。



3階平面図



2階平面図



1階平面図



図 3-40 旧議場の復原平面図